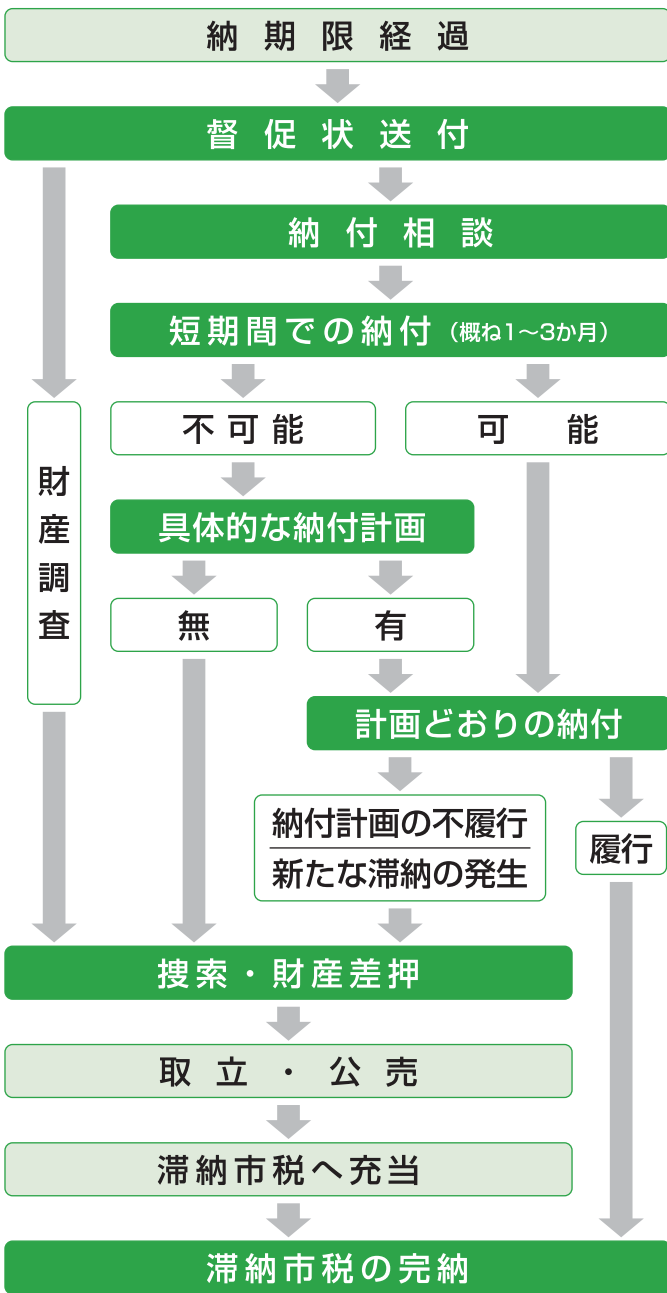


市税を滞納すると 法律に基づく滞納処分をします



法律に基づく滞納処分とは、期限内に税金を納付した方と期限内に納付しなかった方との公平を図るため、納税者が自主的に納付しない場合に、**納税者の財産から強制的に徴収するための法的手続き**です。

納付計画

最短期間の納付計画を立ててください。

原則1年以内

(国税通則法第46条・国税徴収法第151条)

財産調査

財産を差し押えるために、**金融機関、取引先などに対する財産の調査**を行います。

(国税徴収法第141条)

搜索

差し押えるべき財産の発見等のために、**徴収職員が居宅、事務所等の搜索**を行う場合があります。

(国税徴収法第142条)

財産差押

市税債権保全のため、**財産の差し押え**を行います。

[例] 債権(売掛金・預金等)、動産・不動産等

(国税徴収法第47条)

☎員弁庁舎 納税課 ☎T74-5803 ☎F74-5859

4月1日から廃棄物処理手数料が変わります

あじさいクリーンセンターと桑名広域清掃事業組合の廃棄物処理手数料を4月1日から改定します。

今回の改定は、ごみ処理経費等が増加していることなどが理由としてあげられます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

区分	現行の手数料の額	改定後の手数料の額
搬入量が100kg以下のとき	1,500円	2,000円
搬入量が100kgを超えるとき	10kg当たり(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。) 150円	10kg当たり(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。) 200円

☎桑名広域清掃事業組合 ☎T31-8880 ☎F31-1032 / ☎あじさいクリーンセンター ☎T72-7531 ☎F72-7532